

【コラム】経管や技術者等の異動が生じた場合の留意点

○建設業法(以下「業法」と言います。)で建設業許可の要件とされている経營業務の管理責任者(業法第7条第1項)や、営業所の専任技術者(業法第7条第2項)が退職等で常時勤務をしている者が不在となると、いったん許可を受けたとしても許可を取り消すこととなりますので、不在とならないよう、注意して下さい。

○業法では、技術者の専任が義務づけられている規定があります。

○営業所の専任
(業法第7条第2項)



専任



兼任



○工事現場の専任
(業法第26条第3項と業法施行令第27条)



専任



○それぞれの業務に専念させる必要があるため、営業所と工事現場の主任技術者は原則兼任できません。

※JVで工事を施工する場合にも、各事業者毎に専任が義務づけられている場合については同様に兼任できません。

※工事現場の技術者が専任を求められない工事に限り、一定の条件で営業所の技術者が兼ねることができる場合があります。

うっかりこの規定に反してしまうと…

業法第28条第1項の規定による指示処分を受け、入札参加資格を有する業者の場合は、指名停止措置を受けることがあります。

技術者等の変更を行う際には、もう一度ご確認を！！

○制度の詳細は、国交省四国地方整備局のHPをご覧ください。

○建設業法のポイント(国交省四国地方整備局のHP)

https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/point/index.html